

★ 改訂される県民所得標準方式(2) ★

県統計課企画係長 宇留野 真一郎

2 改訂の概要

＜改訂の経過と今後の予定＞

現行の「県民所得標準方式」は、さきにも述べたように、制定当時の各県の事情を考慮して、いわばミニマム・スタンダードとして定められたものであるので、当初からその改訂は予想されていたものといえる。こうして36年頃から現行方式の問題点や改訂の方向についての意見が、各県から提起されるようになっていたが、現実に標準方式の改訂が日程にのぼつたのは39年以降のことである。

すなわち、39年12月に経済企画庁経済研究所長名をもって全国都道府県統計主管部長に通知がなされ、「新しい国民所得勘定と斉合性を保ちながら、且つ充分県際比較に耐え得る都道府県民所得統計の標準方式が必要」となつたことが示唆され、「これが検討のための準備的な研究会」を開催するよう要請があつた。続いて、40年1月に、上記研究所国民所得部から、標準方式改訂の要綱ともいふべき「県民所得の標準方式改訂についての基本方針について」が提示され、改訂の趣旨、目標、内容等についての基本方向が明らかにされた。

その後、40年6月に国民所得部から標準方式の「概念編」ともいふべき「県民所得の標準方式改訂粗案」が、続いて8月にその「増訂案」が提示され、これにややおくれ、41年3月に標準方式のいわば「推計方法編」である「県民所得の標準方式に関する推計方法改訂第1次粗案」が、5月にはその「第2次粗案」が示されて現在に及んでいる。各県では、こうした標準方式の改訂案が示されるたびに、それぞれ各県ごとに検討することは勿論各ブロック別にたびたび研究会を開いて検討し合い、その結果を国民所得部に具申してきている。

こうして、新しい標準方式は、各県の協力のもとに経済企画庁において立案が進められているが、こうした作業は41年末までかかる見込みであり、最終的な検討を経て公式に決定されるのは42年半ばになるとみられる。

こうした状況から、大部分の県では、40年分の推計(41年に作業)は旧方式で行ない、41年分の推計(42年に作業)は新旧両方式を並行して(ただし、新方式は年度推計となる)、42年度分の推計(43年に作業)から全面的に新方式に移行することになると思われる。この間、

39年度分または40年度分の推計を独自に試算する県も若干あるとみられ、本県もそれを予定している。なお、新方式に移行する際には、過年度の推計値も30年度頃までのさかのぼつて、新方式によつて計算し直されることとなる。

＜改訂の概要＞

県民所得標準方式は、今回改訂されることになるとはいうものの、実質的には、まったく新しく書き直されるという方が当つている。ところで、新しい方式は、旧方式に比較してどんな点が変わり、どのようなことが新たに付け加えられるのであろうか。これを簡単に説明することは容易なことではないが、ここでは、基本的な事項について包括的にふれておくことにする。なお、個々の改訂事項とその問題点については、あとで、「新しい県民所得の各勘定と系列」としてやや詳しく述べる予定である。

まず、県民所得の勘定と系列について述べる。新方式は、「県民所得勘定」の名で呼ばれるように、まず、経済主体(個人、財政等)の別に、財貨・サービスの動きを勘定形式で表示し(勘定表)、さらに、これを基として、県民所得を生産、分配、支出の3面の循環として表わす(系列表)という方式をとることになる(表章形式参照。)「勘定表」には、総括表として「県民総生産と総支出勘定」が含まれるが、県民総生産は、県民総需要の規模とその構成を示すものであり、一方、県民総生産(国民総生産(G, N, P)に相当)は、県民経済の規模を表わすとともに、その成長率測定指標として重要である。なお、この勘定表に相当するものとしては、従来は「県民個人所得」および「県民総支出」として「個人勘定」が取り上げられたのにすぎず、「財政勘定」、「資本形成勘定」、「県外勘定」など全く新しい諸分野が登場することになるわけである。

系列表は、「県内純生産」(生産面)「県民所得分配勘定」(分配面)および「県民総支出」(支出面)から成る。旧方式では、生産および分配両面は一定期間にわたって表わされていたが、支出面については「個人支出」だけしか表わされていなかった。したがつて、新方式では、個人支出のほかに、財政の財貨・サービス購入、法人企業の投資、個人消費支出などの分野が新たに付加されることになり、こうして、県民総需要の規模と構造が明らかにされる。

所得の推計対象期間は、利用上の便益（とくに国
との比較）を考慮して、〃年度〃を原則とするこ
である予定である。この点、〃暦年〃を基本とした旧
と異なる。推計に使用する基礎資料には、年度のも
と暦年のもとのまじまじであるが、年度推計となると
当つて、製造業の生産所得推計上、暦年ベースの工
を年度ベースに補正する方法などが問題となる

県民所得の地域的限定の規準としては、〃県内主義〃
と〃県民主義〃とがある。県内主義は、県という行政地
で生み出された所得を、その生産にたずさわつた者
の居住地の如何を問わずは握するものであり、県民主義
は、県内居住者が区域の如何を問わず生み出した所得を
握するものである。新方式では、純生産（生産所得）
を県内主義で、他はすべて県民主義で推計すること
になっているが、概念上、基礎資料上、両者の区別を貫
することには問題がないわけではない。たとえば居住
の認定に関して、法人所得をその本社所在県に一括計
するか（本社主義）、または、事業所、工場等の所在
の県に分割して計上するか（事業所主義）、また分割
としてその分割の規準は何かなど決定の困難なケー
スもかなりある。しかし、この県内主義と県民主義との
区別には、「県外勘定」が設けられることもあつて、新
方式では、従来以上に徹底して行なわれるはずである。
新方式では、県民所得の推計方法についても、かなり詳
しい規定がなされることになっている。所得の推計方法
は、おおまかにいつて次の3つがさる。すなわち、生
産にたずさわつた生産要素に対する対価の分配の受取り
からする「所得接近法」、最終生産物（消費財、投資
財等）の取得に対する支払の面からする「支出接近法」
および生産物の売上げの面からする「生産物接近法」が
これである。所得の推計に当つては、生産、分配、支出
の各面ごとに、上記の方法のうちのどれか一つに統一す
ることが好ましいとされているが、基礎資料の制約から
推計方法の統一には困難がある。そこで、新方式では、
生産面は生産物接近法を主とするが、一部の産業では所
得接近法によることとしており、さらに分配面は所得接
近法で、支出面は、支出接近法に一部生産物接近法と所
得接近法とを併用して推計することとしている。

これらの推計方法のうち注目してよいと思われるのは
生産面のうち第3次産業の推計方法であつて、旧方式で
は、これらの部門は、分配所得の各構成項目を産業別に
組みかえて推計する方法（所得接近法）によつていたが、
新方式では、金融業、サービス業、公務等、生産物接近
法による推計がとくに困難な産業だけは所得接近法によ
るが、それ以外の運輸、通信、電気・ガス・水道そして
可能な限り卸小売業についても生産物接近法によつて推
計することによる予定である。

<表章形式>

新しい県民所得標準方式は、前にも述べたように、経
済主体別の經常取引を勘定形式で表示する「勘定表」と
これを組みかえて所得循環の3面として整理した「系列
表」とから成るが、具体的形式は最後にかかざるとおり
である。つまり、1勘定表としては、(1)県民総生産と総
支出勘定、(2)県民所得分配勘定、(3)個人勘定、(4)財政勘
定、(5)資本形成勘定および(6)県外勘定があり、系列表と
しては、(1)産業別県内純生産、(2)県民所得の分配明細表
および(3)県民総支出明細表の3系列として表示される。
別に県民総支出を構成項目のそれぞれに見合う物価指数
でデフレート（実質化）することにより、3実質県民総
支出が求められる。

〃勘定表〃は、個人勘定、財政勘定等として、経済主
体別の取引を示すが、1つの勘定の左側（借方）に計上
される項目は、必ず他の関係する勘定の右側（貸方）に
計上されるというように、いわゆる完全接合方式が採用
されている（関係項目は、各項目にカッコして番号で示
してある）。これにより、各項目の推計値は、個々の勘
定のバランスを作成するうえで、さらに共通項目を通じ
ての他勘定との関係として多角的にチェックされる仕組
みになつていく。なお、「県民総生産と総支出勘定」は
他の諸勘定の総括として得られることは前にも述べたと
おりである。

〃系列表〃のうち「産業別県内純生産」は、旧方式の
県内生産所得に相当するが、産業別の区分は従来より若
干細くなり（とくに製造業は産業中分類で表示）、ま
た「住宅所有」が特掲される。この住宅所有は、自己所
有住宅の使用から発生するサービスを所得とみる（帰属
地代家賃）という国民所得に特有の考え方によるもので
従来は、不動産業に含めていたものを分離することにな
つたものである。

「県民所得の分配明細表」は、従来の「県民分配所
得」に相当するが、旧方式と異なる点は、まず「法人所
得」である。従来は、法人という経済主体に重点をおく
考えから法人所得は分配所得の1項目として一体では握
されていたが、新方式ではこれを分解して、「個人配
当」、「法人企業から個人への移転」、「法人留保」お
よび「法人税および税外負担」に分けられる（ただし、
法人所得は、参考としてらん外に掲げられる）。そのほ
か「財政の事業および財産所得」に国または国営企業の
出先機関が含まれる予定であること（従来は、国または
国営企業の出先は〃県民〃とは考えなかつた）、および
控除項目として、「公債利子」と「消費者負債利子」が
推計されることになつたことなどが主な改正点である。

「県民総支出明細表」は、従来なかつた系列であるが
新方式では、「個人消費支出」、「財政の財貨サービス

経常購入」，「県内総資本形成」および「経常県外余剰」にわけて，いわゆる県民総需要を推計することになつてゐる。

新方式の予定している表章形式は以上のとおりである

が，実は，これは国民所得の表章形式に可及的
 ための「目標形成」であつて，当面は，県外
 の困難から目標形式を若干省略した「暫定形式」
 ことになるとみられる。

県民所得の表章形式(案)

—目標形式—

1 勘定表

(1) 県民総生産と総支出勘定

1. 1 県民所得(要素費用表示の県民純生産) (2. 10)	1. 6 個人消費支出 (3. 1)
1. 2 資本減耗引当 (5. 3)	1. 7 財政の財貨サービス経常購入 (4. 1)
1. 3 間 接 税 (4. 8)	1. 8 県内総資本形成 (5. 1)
1. 4 (控除) 経常補助金 (4. 2)	1. 9 移出と県外からの所得 (6. 1)
1. 5 統計上の不突合 (5. 7)	1. 10 (控除) 移入と県外への所得 (6. 4)
市場価格表示の県民総生産	市場価格表示の県民総支出

(2) 県民所得分配勘定

2. 1 雇用者所得 (3. 7)	2. 10 県民所得 (1. 1)
2. 2 個人業主所得 (3. 8)	
2. 3 個人の財産所得 (3. 9)	
2. 4 法人企業から個人への移転 (3. 10)	
2. 5 法人留保 (5. 4)	
2. 6 法人税および税外負担 (4. 7)	
2. 7 財政の事業および財産所得 (4. 12)	
2. 8 (控除) 一般政府負債利子 (4. 13)	
2. 9 (控除) 消費者負債利子 (3. 11)	
要素費用表示の県民所得	要素費用表示の県民所得
法 人 所 得	

(3) 個人勘定

3. 1 個人消費支出 (1. 6)	3. 7 雇用者所得 (2. 1)
3. 2 個人税および税外負担 (4. 6)	3. 8 個人業主所得 (2. 2)
3. 3 社会保険に対する負担 (4. 9)	3. 9 個人の財産所得 (2. 3)
3. 4 財政へのその他の移転 (4. 10)	3. 10 法人企業から個人への移転 (2. 4)
3. 5 県外への移転 (6. 5)	3. 11 (控除) 消費者負債利子 (2. 9)
3. 6 個人貯蓄 (5. 5)	3. 12 財政からの移転 (4. 3)
	3. 13 県外からの移転 (6. 2)
個人所得の処分	個人所得
	個人可処分所得

(注) 個人には，家計サービスを提供する民間非営利団体が含まれる。

(4) 財 政 勘 定

4.1 財貨サービス経常購入	(1. 7)	4. 9 個人税および税外負担	(3. 2)
4.2 経常補助金	(1. 4)	4. 7 法人税および税外負担	(2. 6)
4.3 個人への移転	(3. 12)	4. 8 間 接 税	(1. 3)
4.4 県外への移転	(6. 6)	4. 9 社会保険に率する負担	(3. 3)
4.5 財政経常余剰	(5. 6)	4. 10 個人からのその他の移転	(3. 4)
		4. 11 県外からの移転	(6. 3)
		4. 12 財政の事業所得および財産所得	(2. 7)
		4. 13 (控除) 一般政府負債利子	(2. 8)

経 常 支 出

経 常 収 入

(5) 資 本 形 成 勘 定

5.1 県内総資本形成	(1. 8)	5.3 資本減耗引当	(1. 2)
5.2 県外に対する債権の純増	(6. 7)	5.4 法 人 留 保	(2. 5)
		5.5 個 人 貯 蓄	(3. 6)
		5.6 財政経常余剰	(4. 5)
		5.7 統計上の不突合	(1. 5)

総 資 本 形 成

総 貯 蓄

(6) 県 外 勘 定

6.1 移出と県外からの所得	(1. 9)	6.4 移入と県外への所得	(1. 10)
6.2 県外から個人への移転	(3. 13)	6.5 個人から県外への移転	(3. 5)
6.3 県外から財政への移転	(4. 11)	6.6 財政から県外への移転	(4. 4)
		6.7 県外に対する債権の純増	(5. 2)

受 取

支 払

県外からの純所得

(注) 移出と移入にはそれぞれ輸出および輸入を、県外には海外および国内県外を含む。

2 系 列 表

(1) 産業別県内純生産

- 1 農 業
- 2 林 業 (狩猟業を含む)
- 3 水 産 業
- 4 鉱 業
- 5 製 造 業
(日本標準産業分類の中分類か国の中分類にあわす)
- 6 建 設 業
- 7 電気、ガス、水道業
- 8 運 輸 業
- 9 通 信 業
- 10 卸 小 売 業
- 11 金融保険不動産業
- 12 住 宅 所 有

(2) 県民所得の分配明細表

- 1 雇 用 者 所 得
 - a 賃 金、俸 給
 - b その他の給与および手当
 - c 社会保険料雇主負担
- 2 個 人 業 主 所 得
 - a 農 林 水 産 業
 - b そ の 他
- 3 個 人 の 財 産 所 得
 - a 賃 貸 料
 - b 利 子
 - c 配 当
- 4 法 人 企 業 から 個 人 へ の 移 転
- 5 法 人 留 保
- 6 法 人 税 お よ び 税 外 負 担

13 サービス業
14 公務
県内純生産

7 財政の事業所得および財産所得
a 官公企業の所得
b 賃貸料, 利子および配当
8 (控除)一般政府負債利子 (控除)消費者負債利子
県民所得
法人所得

(3) 県民総支出明細表

1 個人消費支出
(1) 家計消費支出
飲食費
被服費
光熱費
住居費
雑費
(2) 民間非営利団体の消費支出
2 財政の財貨サービス経常購入
a 国出先機関
b 都道府県
c 市町村
3 県内総資本形成
(1) 総固定資本形成
a 民間
住宅
企業設備
b 政府
住宅
企業設備
一般政府
(2) 在庫品増加
民間企業
政府企業
4 経常県外余剰
移出と県外からの所得
(控除)移入と県外への所得
県民総支出
参考：家計外消費支出
交際費
福利厚生費(法定福利費を除く)
旅費
その他

3 実質県民総支出
1 個人消費支出
(1) 家計消費支出
飲食費
被服費
光熱費
住居費
雑費
(2) 民間非営利団体の消費支出
2 財政の財貨サービス経常購入
3 県内総資本形成
(1) 総固定資本形成
a 民間
住宅
企業設備
b 政府
住宅
その他
(2) 在庫品増加
民間企業
政府企業
4 経常県外余剰
移出と県外からの所得
(控除)移入と県外からの所得
5 実質県民総支出